

第 17 章 共通仮設工

17-1	継目試験	17-1
17-2	溶接試験	17-2

第17章 共通仮設工

17-1 継目試験

パイプ布設後に行う、テストバンドによる継目試験を行う場合に適用する。

1) 数量算出項目

継目試験の箇所数を区分ごとに算出する。

表17-1 数量算出項目区分一覧表

項目 \ 区分	管種	口径	単位	数量	備考
継目試験	○	○	箇所		

①管種区分

管種ごとに区分する。

②口径区分

口径ごとに区分する。

2) 数量算出方法

数量の計上は、呼び径900mm以上のソケットタイプ継手のうち、次の場合を除く全ての箇所の合計とする。

- ①勾配5%以上の箇所（別途、移動及び滑落防止対策を行う場合を除く）
- ②内径が異なる2つの管の間にある継手（塗装管とモルタルライニング管など）
- ③鋼製継輪、可とう管
- ④バタフライ弁及び異形管等によりテストバンドの搬入が出来ない範囲

17-2 溶接試験

鋼管類現場溶接（突合せ溶接部）のX線撮影検査を行う場合に適用する。

1) 数量算出項目

溶接試験の枚数を区分ごとに算出する。

表17-2 数量算出項目区分一覧表

項目	区分	単位	数量	備考
溶接試験		枚		

2) 数量算出方法

①数量の計上は、鋼管類（管水路・水路橋）は全溶接線長の5%を撮影対象とし撮影枚数を算定する。
ただし、重要度の高い構造物（水圧鉄管の分岐管、ダム用ゲート等）は20%を標準とする。

②撮影枚数の算出方法は次による。

$$N = a \times b / c$$

N : 枚数……切上げ整数とする (枚) a : 全溶接線長 (m)

b : 撮影率 (5%又は20%) c : フィルム一枚当りの長さ (0.3m)